

【 検 査 】

30 手術前においてスクリーニングを目的として実施したD006の14 Dダイマー定性、D006の16 Dダイマー及びD006の17 Dダイマー半定量の算定について

《令和3年3月22日》
《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い

手術前において、スクリーニングを目的として実施したD006の14 Dダイマー定性、D006の16 Dダイマー及びD006の17 Dダイマー半定量の算定は、血栓症の発症リスクの高い症例を除き、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

Dダイマーは、安定化フィブリンのプラスミンによる分解産物で、二次線溶（フィブリン形成に伴う線溶）の亢進の指標となるものであり、D I Cや深部静脈血栓症の診断ならびに病勢の推移の評価に用いるものである。

したがって、血栓症の発症リスクが高い症例を除き、手術前におけるスクリーニングを目的とした当該検査の必要性は低く、原則認められないと判断した。